



1 不思議な世界！「月と潮と植物」の関係

昔から「月の満ち欠けに合わせて農作業をすると作物がよく育つ」といわれてきました。海では月の引力によって潮の満ち引きが起こるように、植物内の水分や養分の動きも月のリズムと関係しているのではないかと考え方があります。ただし、月の満ち欠けと植物の生育との関係には、科学的に十分解明されていない部分もあります。ここでは、「月の引力 → 水分の動き → 植物の成長」という視点から、月の満ち欠け(月齢)ごとに語られてきた特徴と農作業のヒントをご紹介します。

1. 新月期(月齢 0-3 日)蓄積期:地下部へ集中する時期:太陽・月・地球が一直線上に並び、引力が最大となる「大潮」の時期です。エネルギーは地上部から地下部(根)へ向かい、次の成長に備えて同化成分を蓄えていると考えられています。硝酸値高く、未同化の窒素(硝酸態窒素)が残りやすい時期です。

【作業の目安】

害虫の活動は鈍く産卵も少なめです。病気が発生しやすいため、予防を含めた殺菌剤の散布に適しています。

2. 上弦期(月齢 4-10 日)転流期:満ち始める時期:月と太陽が直角になり引力が打ち消し合う「小潮」の時期です。樹液や養分が地上部(葉・茎・花・果実)へ移動し、成長が活発化になると考えられています。生育に合わせ、リン酸やカリウムを含む肥料を活用し、樹勢や生育バランスを整え、成長を促します。

【作業の目安】

葉物野菜(レタス、ホウレンソウ等)の種まきや定植・接ぎ木・挿し木に向きます。作物の生育状況に合わせ、追肥の効果が出やすい時期です。

3. 満月期(月齢 11-18 日)成熟期:最も活発な時間で実りに向かう時期:太陽・地球・月が一直線となり「大潮」を迎えます。呼吸が高まり、光合成で作られた養分が果実へ分配され、収穫と実りの中心期です。硝酸値は低く、花の糖度は高くなる傾向があります。

【作業の目安】

害虫の活動が活発化し産卵が増えるため、殺虫剤散布の適期です。一方で病気は少ない傾向にあります。

4. 下弦期(月齢 19-28 日)吸水期:根の生育を促す時期:再び引力の影響が和らぐ「小潮」の時期です。
5. 水分やエネルギーが地下部へ向かい、発根や根張りが進みます。
6. 根菜類(ニンジン、ダイコン、ジャガイモ等)の種まき、植え付け、植え替えに適しています。

新暦の日付	旧暦の日付	月の位相 (phase)	月の名前	一つき周期 (半つき区分)	海の干満	半つき周期 (週区分)	効果的な液肥と水	生育の特徴	適切な栽培管理
1		●	新月		大潮				
2		●							
3		●	三日月						
4		●							
5		●			(中潮)	I		葉が厚い	
6		●						葉柄充実	「裁」(枝を切る)
7		●	[半月]		小潮				整枝・誘引
8		●	上弦						葉かきの時
9		●			(長潮)	第II週		(成熟)	
10		●			(若潮)				
11		●							
12		●	十三夜		(中潮)			吸水伸長	植付け
13		●							
14		●							
15		●							
16		●	満月		大潮				
17		●							
18		●							
19		●							
20		●	更待月		(中潮)	III		葉が厚い	
21		●						葉柄充実	「培」(土を盛る)
22		●	[半月]		小潮				畝と根に手を入れる時
23		●	下弦						
24		●			(長潮)	第IV週		(成熟)	
25		●			(若潮)				
26		●							
27		●	二六夜		(中潮)			吸水生長	植付け
28		●							
29		●							
[30]		●	[晦日]		大潮				

月のリズムをヒントとして、「今は根が育つ時期かな」「そろそろ地上部が伸びる頃かな」と観察し、考えながら作物と向き合うと、日々の栽培が少し奥深くなります。自然のリズムも参考に取り入れてみてはいかがでしょうか。

2 小型無人機等飛行禁止法の改正内容について

2015年の首相官邸ドローン落下事故を契として制定された「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(小型無人機等飛行禁止法)」が、2026年7月に改正され、飛行禁止区域や罰則に関する制度が変更されました。今回の改正は、安全保障の強化とドローンの高速・高性能化への対応を目的としており、「飛行禁止エリアの拡大」と「直罰化」が大きなポイントとなります。

1. 飛行禁止エリアの拡大

重要施設(①国の重要施設、②外国公館、③防衛関係施設、④空港、⑤原子力事業所)の周辺飛行禁止エリアが、従来の半径「おおむね 300m」から「おおむね 1,000m(1km)」へ大幅に拡大されました。これは、ドローンの飛行速度やカメラ等の望遠機能の向上に伴う措置です。

2. 無許可飛行に関する罰則 : 「一発アウト」となる直罰化

これまではイエローゾーンに侵入しても退去命令に従えば処罰されない場合がありました。しかし、改正後は「無許可で侵入した時点で即座に処罰(直罰化)」されます(違反時:6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)。

【対象機器の注意点】

航空法とは異なり、100g未満の小型機を含むすべてのドローン・ラジコン機・農薬散布ヘリが対象です。気球、パラグライダー、ハンググライダーなどの特定航空用機器も対象となります。

3. 飛行禁止の例外と事前通報

農業用ドローンによる農薬散布や生育調査などであっても、飛行禁止区域内で飛行させる場合は、原則として所定の手続きが必要です。重要施設の管理者や所有者の同意を得た飛行(※農地での散布・計測等を含む)、国または地方公共団体の業務として行う飛行などは、一定の条件のもとで例外として扱われます。ただし、飛行の48時間前までに警察および関係機関への事前通報が必須となります。

※農地でドローンを使用する場合も、航空法上の手続きに加え、小型無人機等飛行禁止法に基づく規制の確認が必要です。従来のDIPS(国土交通省への申請)に加え、関係機関への事前通報が必要となりますので十分ご注意ください。

